

内閣参質二一二第五八号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員鈴木宗男君提出第二次岸田第二次改造内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出第二次岸田第二次改造内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書

一について

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく調査対象団体である。

二及び三について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った疑いがあり、また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識しており、現在でもこの認識に変わりはない。

四について

お尋ねの「社会の根本からの変革をめざす革命政党」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。